

翻 訳

ルドルフ=ボッホ

「ツunftの伝統と初期労働組合運動

——始まりつつある論争によせて——」（上）

山 井 敏 章

R. Boch, *Zunfttradition und frühe Gewerkschaftsbewegung. Ein Beitrag zu einer beginnenden Diskussion mit besonderer Berücksichtigung des Handwerks im Verlagssystem*, in : U. Wengenroth (Hg.), *Prekäre Selbständigkeit. Zur Standortbestimmung von Handwerk, Hausindustrie und Kleingewerbe im Industrialisierungsprozess*, Stuttgart 1989, S. 37-69.

目 次

- I. 労働者運動史と手工業史が接近する
- II. 初期労働組合の組織力に対する影響要因としてのツunftの伝統と経済発展
- III. 手工業の組織から労働組合運動への移行の諸タイプ
- IV. 移行の第4タイプ：輸出向け工業地帯における問屋制下の手工業
 1. 18世紀末までのツunftの発展（以上本号）
 2. ラインラントにおけるツunftの廃止
 3. ラインラントとザクセンにおける1848/49年の「賃金協定運動」
 4. 革命期のイヌングおよび兄弟団から1860年代末および1870年代初めの労働組合の設立
[訳者付記]

I. 労働者運動史と手工業史が接近する

1970年代にいたるまで、手工業史に関する西ドイツの重要な諸研究が、労働者運動史に言及することはほとんどなかった。手工業の歴史を労働者運動の成立と結びつける試みは、西ドイツで労働者史の叙述がブームになっていたこの時期にもなお稀であった。

歴史上は1870年代に決着のついた手工業者運動からの労働者運動の分離が、100年後にもなお研究上の関心、さまざまな研究者集団・研究機関の守備範囲に反映されていたのである。¹⁾しかし近年、一方における手工業史と他方における労働者史との厳密な区別は消え去りはじめています。

このような伝統的境界線の消滅にはさまざまな理由があるが、そのうちのいくつかのみをここでは指摘しておこう。まず第一にこの変化は、初期労働者運動についての西ヨーロッパの重要な諸研究によってひきおこされた。それらの研究は一ドイツの歴史学のイデオロギーの閉鎖性にわずらわされずに、これまできわめて明確であると言われてきた手工業の伝統と労働者文化のあいだの相違を、結果として消滅させることになったのである。²⁾第二にこの変化は、工業化をどう見るかについての時間的なパースペクティブの変化によって促された。機械と工場制工業の出現、あるいは「持続的成長」をとまなう工業社会への「離陸 take-off」ではなく、いまや関心の中心となったのは、17世紀以来のヨーロッパの諸社会の長期的な経済的変化の過程であり、歴史のなかで育てきた伝統的な労働諸形態がしだいに解体していく過程、そしてそれがなお執拗に残存し、近代的な資本主義的組織の諸形態と共生するという状況である。³⁾工業先進国イギリスについてさえ、いわゆる「工業的」(industriell) 製造業のきわめて大きな部分が、なお半手工業的に組織された「仕事場」(workshop) や問屋制資本主義的に組織された手工業から成っていたことが、1970年代半ば以来強調されるようになった。⁴⁾これらの新たな研究関心・研究成果に呼応して第三に、西ドイツの労働者史研究において、20世紀への転換期に存在した第二帝政末期の「古典的」工場労働者という理念型からの離反が、ためらいつつではあるが進んでいった。この「古典的」工場労働者の像は、長いあいだ暗黙のうちにドイツの労働者運動を特徴づけるものと見なされ、この運動が、他のヨーロッパ諸国と比べて特に「近代的」だったことの社会的背景を成すものと考えられてきたのである。確かにこのような労働者のタイプは、労働組合および社会民主党 (SPD) が巨大な大衆組織となり始めた時期には支配的になっていた。そしてそれは、科学以前的な価値観、当時社会民主党内で一般的であった世界観とも重なりあって、1890年代に先立つ数十年間のドイツ労働者運動の歴史の理解にも影をおよぼした。⁵⁾ドイツの労働者運動も手工業的な根を持っているのだ、というかつての認識は失われていった。⁶⁾1960-70年代にあらわれた初期労働者運動についてのすぐれた諸研究も、⁷⁾その研究対象を一労働者友愛会であれ、1860・70年代の社会民主主義諸政党・労働組合であれ一つねに「本来の」「成熟した」労働者運動の「未完成の先行者」とのみ位置づけるという欠陥をもつ

8) っていた。これらの研究の少なからぬものが、このような判断をあらかじめ内に蔵していたのである。

「時代精神」の変転、歴史学の関心と流行の変化のいりくんだ道筋をさらに追うことは、ここでの課題ではない。われわれはただ、初期労働者運動の像とこれをあつかう学問上のアプローチが大きく変化したことのみを確認しておこう。豊富な知識の上に書かれた包括的論文「伝統との結びつきと階級形成」のなかでユルゲン=コッカがつぎのように総括していることは、10年前には決して自明ではなかった。すなわち、「しかし事実上、19世紀の労働者運動は製造業 (gewerblich) 労働者の運動であった。そして何らかの形で労働者運動に参加した少数の製造業労働者のなかでは、手工業職人と手工業的性格をもつその他の労働者が大多数を占めていたのである」⁹⁾。

Ⅱ. 初期労働組合の組織力に対する影響要因としての ツンフトの伝統と経済発展

1848年の革命と社会主義者鎮圧法のあいだの労働者運動・労働組合運動の社会的担い手を先入見ぬきで考察することにより、どれほど新たな学問上の可能性が開かれうるか。すでに1980年代初め以来、とくに比較的若い世代の歴史家の一連の研究がこの点を立証してきた。とりわけ手工業の各業種の社会史と初期労働組合の歴史との結合は、なお端緒の域を越えないとはいえ、新たな問題を発見するうえできわめて生産的な試みであることが明らかになった。¹⁰⁾ 例えばベルリンの左官・大工についての2つの研究は、次のような結論を導きだしている。すなわち19世紀の最初の数十年以来、急速に規模を拡大する親方の経営が資本主義的住宅産業に組み込まれることによって、職人の地位は根本的に変化し、彼らの状態はますます製造業の賃労働者と同じものになっていった。¹¹⁾ 他の手工業と異なり、建築手工業の親方は、なるほどすでに18世紀のうちから伝統的に比較的多くの職人を雇っており、大部分の職人にとっては、生涯職人のままでいること、また結婚して一処に定住することはあたりまえになっていた。にもかかわらず、左官・大工親方が1ないし2ヶ所以上の建築現場で同時に仕事をするのは許されておらず、従って彼らはなお大企業家にはなっていなかった。しかし、このような制限はやがて失われる。数十年がたつうちに、人口増と都市化の結果、家屋はますます商品に、投機の対象になっていった。富裕な左官・大工親方は、販売・賃貸のために自前で家を建てた。あ

るいは当該部門とは無関係の出資者が現れ、資材の調達と建築作業を彼らに請け負わせた。市場向けの建築が行われるようになると、建築主—私人であれ、教会であれ、国の役所であれ—が自身で資材を用意する伝統的な「賃仕事」（Lohnwerk）は、「価格仕事」（Preiswerk）にとっかわられた。1860年代の住宅建築ブームのなかで、「旧手工業」内部の一体性はこのような発展によって最終的に破壊された。「親方と職人の連帯にかわって、いまや対決が現れた。両者がともに賃仕事人であるような時代は終わり、親方は雇主に、職人は賃労働者になった。賃金はいまや、利潤のためには低く抑えられねばならない費用でしかない。¹²⁾」

大工ならびに左官手工業の歴史から、二人の著者は1860年代の対決状況を精密に分析するのみでなく、大工職人、そして限定つきながら左官職人が、比較的早期に強力な労働組合を組織しえた理由を明らかにしている。すなわちベルリンの大工の場合、主として疾病・廃疾金庫の自治を任務とする「職人団体」（Gesellschaft）が数十年にわたって存続しており、これを基礎として、民主的意志決定の制度化された諸形態を備えた職業上の結束を維持しえていた。なるほど1868年のイヌング内部の賃金交渉の失敗と、1869年のストライキの成功とを指標とする手工業の利害代表から労働組合的利害代表への移行は、一つの断絶を意味する。しかし集会で民主的に選ばれる「職場代表」（Platzdeputierte）というかつてのツンフト的制度は、公開の場で選出される賃金委員会という形で社会民主党系の労働組合に引き継がれ、労組の成員をはるかに越える広い範囲の労働者によって、この委員会が受け入れられることを可能にした。ツンフトの伝統への依拠は、こうして労働組合の組織力の重要な一要素となったのである。より以上に、とは言えないまでも、しかしやはり同様に重要なのは、大工職人が熟練の専門労働者として労働市場で良好な地位を占めていた、という事情である。確かに建築業は、すでに数十年前から「資本主義化」の過程にまきこまれてはいたが、しかし現場の作業は手工業的なままであった。他の業種と異なり、技術革新や、あるいは熟練を解体するような分業はまったく進んでいない。大工の労働組合運動が比較的問題なく古い手工業の伝統に結びつきえたのは、このような理由にもよるのである。

一方、仕立業という大量の従事者をもつ都市の手工業—そこでのツンフトの伝統は、食品手工業をのぞく多くの都市生活用品手工業（例えば製靴業・指物業）に典型的なものであったと言える—に関するクリスツィアーネ＝アイゼンベルクの最近の研究は、以上に紹介したベルリンについての2つのケーススタディとは逆の、次のような結論に達している。すなわち特殊ドイツ的な手工業の伝統の中心的諸要素は、まさに労働組合の発

展にとって妨げになったのである、¹³⁾と。彼女によれば、16・17世紀に進められたツンフトの閉鎖化の結果、親方と職人の対立が明確化した。しだいに数を増すプロレタリア化した小親方層は、労働市場での状態から見れば、すでに1830年代以来被傭者の地位にあり、従って労働組合のメンバーとなってしかるべき存在であったのに、このような対立のため、一般に職人と連帯しようとはしなかった。またツンフト・イヌングとともに、親方の伝統的に高い地位が19世紀にもなお人為的に維持された。このため小親方層は、昔からの身分制的諸原理に規定された社会的不平等の意識を保持し続けたのである。

労働組合への潜在的な組織可能性、そして利害の同一性の認識を妨げた業種内の分裂は、さらにもう一つの手工業の伝統的制度によって増幅された。法律と慣習の定める遍歴がそれである。つねに膨大な数を数える手工業職人の流動的部分と定住職人とのあいだには、多くの利害対立が存在した。このような一業種内部の利害の対立、そして成員の不断の変動もまた、初期の労働組合がつねに悩まされた問題である。¹⁴⁾

ところでこのアイゼンベルクの研究において、また同じく最近公刊されたデュッセルドルフの手工業についてのフリードリヒ=レンガーのケーススタディにおいても、仕立業・製靴業・指物業という大量の従事者をもつ都市の手工業の発展にとって、資本主義的問屋制度の侵入がもった大きな意義が明らかにされている。¹⁵⁾

家具製造部門でいわゆる問屋倉庫 (Magazin) が、また衣料品部門で既成服店 (Konfektionshäuser) が—これらはほとんどの場合、流通の側から商人によって組織された—しだいに広まっていったことは、確かに以前の研究でも知られていた。しかし上の2つの研究で浮き彫りにされたこのプロセスの広がり、そして当該手工業の構造を変えるほどの影響は驚くほどである。例えば仕立手工業が、増大する局地的需要向けの、さらには輸出にさえ向けた大量生産の基礎となったのは、ベルリンのように大規模で交通条件のよい中心地に限られた現象ではなかった。¹⁶⁾デュッセルドルフのような比較的小規模な王宮・行政都市でも、また、より小規模ではあるが、しかし交通条件のよい諸都市においても、商人資本の主導下で手工業のこのような根本的再編が進んだように思われる。外見上の独立といううわべの下で問屋商人への従属が広まり、これとともに小親方の経済的地位は賃労働者のそれに接近していった。一方多くの手工業職人は、これら問屋商人の大作業場で、すでに賃労働者として部分作業に従事していたのである。

仕立業・製靴業・指物業など資本主義的な構造変化を遂げた大量手工業の従事者が、とくに多く社会民主主義的労働者運動に加わり—アイゼンベルクと異なりレンガーが強調するように、ここには多くの小手工業親方も含まれる—、一方ほとんど変化のなかつ

た食品手工業の手工業職人を社会民主党がほぼ組織しえなかったのは、偶然ではない。しかしまた、仕立工等の労働組合への組織が政党への参加と比べてはるかに低位にとどまっていたことも、これまた偶然ではない。この場合、これらの業種の特殊なツフットの伝統（親方・職人間の対立、遍歴強制）が労働組合の浸透を遅らす原因になった、というより、むしろどのみち破滅的なこれらの業種の労働市場の状態こそが、より決定的な原因であったと言えるのではあるまいか。つまりこれらの業種では、問屋制度や大作業場システムの熟練解体的傾向が完全に効果を現す以前に、すでに労働市場は絶望的な「過剰」（労働力の過剰供給）状態に陥っていたのである。¹⁸⁾

上にふれたいくつかの研究が示すように、政治的および労働組合的労働者運動の成立過程で手工業者のはたした役割を考える際、彼らのツフットの前史をきっちりと考察に組み入れることは、きわめて有益である。しかし、それぞれの業種の手工業者がどれほど労働組合に組織されるか、という「労組適格性」（Gewerkschaftsfähigkeit）あるいは「不適格性」に対してツフットの伝統がいかなる影響を及ぼしたかをバランスよく評価するためには、「凝固した」ツフットの伝統とならんで、19世紀の最初の2つの三半期におけるそれぞれの手工業の経済的変化の過程が、同じ重みをもって分析されねばならない。¹⁹⁾労働組合設立の法的可能性が最終的に与えられた1860年代末に、ツフットの伝統がなお機能しうる（funktional）かぎりでのみ、それは思いおこされたのであり、さらにこれを持続することも可能だったのである。例えば大工のように、「過剰」つまり当該業種が過大な従事者で溢れているような状態—あるいは手工業的熟練の解体がなお進んでいない手工業においてのみ、かつてのツフットの本質的機能の一つである「排他性」、つまり不熟練ないし半熟練労働者集団の排除というような機能との接合が可能であった。ツフットの伝統は半自動的に働いたわけではない。それは利用されたのである。そしてそれが特に利用されたのは、企業家・賃労働者関係が形成される過程で、労働条件・作業方法がほとんど変化しなかったような業種においてであった。

Ⅲ. 手工業の組織から労働組合運動への移行の諸タイプ

ドイツ労働組合運動の手工業的前史（Vorgeschichte）とその初期史（Frühgeschichte）を結びつける作業は、なお体系的に行われたとはいいがたい。しかし近年の諸研究、そしてとくに比較的古い労働組合文献に依拠しつつ、この両者のあいだの移行に4つのタ

イブを確認することができる。²⁰⁾

タイプ1:最大のグループを成すのは仕立業・製靴業・指物業という都市の生活用品手工業であり、これらはより従事者の少ない他の多くの手工業を代表する。これらの手工業では、ツunftの伝統と初期労働組合運動のあいだにほとんど連続性が存在しない。労働組合の設立はここではいわばゼロからの出発であり、しかもそれまでたどってきた経済的發展の結果、労働市場で要求を貫徹する力が欠けていたため、ほとんどの場合失敗を運命づけられていた。社会民主党の庇護下で設立された製靴工と仕立工の労働組合は、有効な利害代表機関というより、むしろ政治団体であった。地方ないし地域のレベルで闘われたストライキを、それらは一度として成功に導くことができなかった。なるほどこの2つの職能別労働組合は、それぞれ数千人のメンバーを擁していた。しかし組織率はと言えば、1878年に禁止されるまで当該業種の従事者全体の2~3%を越えることがなかったのである。²¹⁾

ところで上にふれたアイゼンベルクの研究では、以下の点が強調されている。すなわちこれらの手工業では、17世紀末以来ツunft内部で親方に有利な社会的境界設定が行われた。アイゼンベルクによれば、このようなツunftの歴史は特殊中欧的現象であり、例えば彼女が比較研究の尺度とするフランスやイギリスでは見られない。²²⁾ 連帯破壊的な作用をもつこのようなツunftの伝統は、ドイツの労働組合運動に—そして労働者運動全般にも—決定的な影響を与えた。すなわちこのようなツunftの伝統の結果、労働組合成立の時期は全体としてイギリスより明白に遅れ、また労組の組織対象となりうる者の数もわずかにとどまった。そしてまたこのことの結果、労組の利害貫徹力が弱く、また一少なくとも20世紀への転換期まで—その社会的意味が小さいということにもなったのである。イギリスと異なり、ドイツの労働組合運動が企業家(および国家)によって社会的対抗勢力として真剣に受けとめられることがなかったのは、このような重要性の低さによる。さらにこの重要性の低さは、そもそも労働者運動がほとんど唯一組織対象とした手工業職人のあいだで、「補完的」政治化—急進的社会主义政黨の形成を中心とする—を促進することになった。

アイゼンベルクの研究の以上のような結論は、一見したところ十分説得的であるように思われる。少なくとも、きわめて多くのツunftがドイツでは17世紀末以来中欧的な「特殊な道」をたどった、という主張を裏づける材料は多い。ドイツの労働組合の相対的な弱さ、社会的重要性の低さもまた—例えばフランス、北イタリア、ベルギーとではなく、とくにイギリスと比較した場合—、1860・70年代には明らかである。しかしこの

点については、以下のことをいま一度強調しておかねばならない。すなわち労働組合の弱さは、多数の都市生活用品業種においても、ツンフトの伝統を主たる原因とするのではない。²³⁾この弱さは、これらの業種の商業化が—イギリスと比べた場合—より緩慢で、かつ異なる道をたどったことの弁証法的な表現でもあった。さまざまな手工業が1860・70年代までにたどった経済的発展のあり方を、同じ重みをおいて考慮することなしには、また—イギリスと異なり—工業化しつつある大規模な諸部門に移動することのできなかった労働力による、これらの手工業の「過剰」を考慮することなしには、そしてさらに、これらの手工業が持った「人口動態上の緩衝材」としての数十年にわたる機能—その際ドイツの農村手工業がとくに大きな役割をはたした—を明らかにすることなしには、ドイツの初期労働組合の大部分が示した弱さを適切に分析することはできないのである。

また多数の都市生活用品手工業で働く職人の労働組合が弱体である、という点を過度に強調すれば、ドイツの初期労働組合の像をゆがめることにもなりかねない。例えばエンゲルハルトはその大部の著書のなかで、1860年代における労働組合の自生的発展、つまりそれが政党の助けなしに成立したことが、以前の歴史記述ではかなり過少評価されてきた、と正しく指摘している。彼によれば、熟練職種で独自に発生した労働争議の波が、社会主義諸政党に「労働組合問題」の重要性を初めて気づかせたのである。²⁴⁾さらに、労働者史研究においてはすでに広く確認された事実であるが、1860年代末、とくに1871年から73年までの好況期に—大都市と工業密集地にほぼ限られていたとはいえ—、高度の手工業的熟練を要する多くの業種でかなりの賃上げが、部分的には企業家の激しい抵抗をはねのけて実現された。このストライキの波は、「資本と労働の調和」のイデオロギーを揺るがした。そのため、というばかりではないが、左翼自由主義をも含む広い範囲の企業家層がこれらのストライキを根本的な挑戦と捉え、1874年に恐慌が始まるまで、²⁵⁾団結禁止の再導入が公然と議論されたのである。

したがって、労働組合の組織に促進的で、これを阻害する（ツンフト的）手工業の伝統を克服することができたかもしれないような手工業の経済的発展、労働市場の動態、労働状態もまた存在したように思われる。実際このことは建築手工業の大部分にあてはまり—これについては以下で立ち入って論じる（タイプ2）—、さらにその他にも、「過剰」や熟練解体過程に苦しむことなく成長した金属工業の一連の特殊な職種（例えば銅鍛冶工・真鍮鑄造工）、²⁶⁾あるいは工業化の過程で初めて独自の職種に発展し、ただしなお従事者の手工業的伝統・熟練に依拠していた職種（例えば機械製造工・木型製造工）、つまり工場手工業にもあてはまる。ただしこの最後のものは、19世紀に初めて現れたもので

であり、従って本稿の分析の中心にはおかない。

また労働組合の自生的発展を妨げるよりは、むしろこれを促進するような手工業的・ツunft的伝統もドイツに存在した。このような特殊な伝統をもつ手工業業種はいずれにしろかなり多数にのぼり、従って、18世紀のドイツで親方中心の「標準ツunft」²⁷⁾が形成された、というアイゼンベルクの叙述は、完全には疑問とされないまでも、やはりかなりの程度相対化されねばならない。後に「タイプ3」としてまとめる18世紀の「新しい」業種、しかしとりわけ、ツunft的に組織されたまま18世紀に問屋資本の従属下に陥った、大量の従事者を擁する繊維工業・小鉄工業の手工業諸部門が、このような手工業に属する。このうち後者は、しばしば非ツunft的な農村家内工業と混同されているが、要するに仕立業や製靴業より1世紀だけ早く資本主義化の過程にまきこまれたのである。この決定的な変化の結果、18世紀初め以来これらの手工業では、まったく別のツunft組織、つまり労働組合的な利害代表の諸要素をもつツunft組織が形成された。われわれは、これら数万人を数える「大量」手工業を「タイプ4」としてくわしく論じ、1870年代に至るまでのその発展を概略描きだすつもりである。ここで働く者が多数をかぞえ、また工業化の過程で製造業ならびに労働者運動の重要な中心地となった諸地域に集中していたという理由から、これらの手工業は特別の重要性を有している。

この第二の、ドイツにおけるツunft発展の忘れられたタイプの例からしても、促進的ないし阻害的な手工業の伝統の分析だけでは、1869年の団結禁止解除後における労働組合組織の強さないし弱さを説明するには充分でないことが明らかであろう。例えばベルク地方やザクセン王国の織布工は、なるほど労働組合組織を促進するような伝統を有していた。しかし彼らの業種のたどった経済的發展は、19世紀の第2三半期以来、一同じく以下で検討する小鉄工業の手工業とはまったく逆に一労働組合による効果的な利害貫徹のためのあらゆる基礎を彼らから奪ってしまったのである。

以上われわれは、「タイプ1」の手工業がもった重要性を立ち入って検討し、さらにその相対化をも行った。そこで次に、これとは明確に異なる移行の第2のタイプを成す建築手工業に移ることにしよう。大工と左官もまた、19世紀前半には仕立業や製靴業や指物業に近い従事者をもつ大量手工業であった²⁸⁾。しかしすでに述べたように、建築手工業の経済的發展は18世紀末以来まったく異なる経過をたどった。この結果、それまでは「タイプ1」に近かったツunftの伝統をのりこえ、労組への結集を促すようなツunftの伝統のいくつかの要素に近づく道が、職人に開かれたのである²⁹⁾。もとよりその背景にあったのは、比較的良好な労働市場の状態と、代替不能な高度の手工業的熟練である。

大都市のみならず、ザクセンやラインラントの多数の都市を擁する地域の建築手工業では、企業家・賃労働者（職人）間の対立が明瞭に現れ、19世紀初め以来、職人による利害の一体性の認識を高めた。例えばベルリンでは1861年に、100人の左官親方に対して職人が1,686人、100人の大工親方に対して職人が1,468人いた。これに対して仕立業の場合、両者の比率は100:138であり、製靴業では100:143である。ザクセンではすでに1849年に、100人の左官親方に対して職人が2,574人、大工では1,804人であった。³¹⁾

両業種における農村手工業の大幅な拡大にもかかわらず、また職人数の急増にもかかわらず、建築市場が急速に成長したため、左官・大工の場合労働力の過剰は生じなかった。この事実、および手工業の熟練がほぼ維持されたこと、そしてまた大規模な建築現場で労働者間のコミュニケーションが比較的容易であったことにより、大工・左官職人は、1860年代末の新たな法的状況のなかで、仕立工・製靴工より強いストライキ実行力を持ち、従ってより強力な労組を組織しうる力をもつことになったのである。その際彼らは、「職場代表」のようなツンフト的の制度に結びつき、伝統的な職人の利害代表を有機的に引き継ぐものとして労働組合を理解することができた。大都市ならびに都市人口密集地に限られていたとはいえ、「排他的」な、つまり建築補助労働者を排除した大工および左官の職能別労働組合は、1890年代に至るまで、ドイツ労働組合運動の強力な、部分的には成功を収めた中核の一つを成した。なるほど全ドイツ左官・石工連盟の員数は1873年に約1万人、ドイツ大工同盟のそれは約4千人にすぎない。しかしドイツ全体に関するこのような数値は、建築景気の中心地でこれらの組織がもった強さについて、何も語るものではない。³²⁾ さらに賃金委員会代表の公開選挙というツンフト的の制度を通じて、これらの組織は、労組の員数に示される以上の労働者を代表していたのである。

次に、手工業から労働者運動への移行の第3のタイプに属するのは、ドイツの領邦君主が、ツンフトに組織された手工業親方ではなく、個々の資本主義的企業家に特権を与えたような業種である。このようなことが行われたのは、とくに18世紀に成立した「新しい」業種、例えば陶磁器製造業、(「フランス製」)手袋製造業、さらさ捺染業、あるいは豪華家具マニュファクチュアのヘアクロス織布工(Haartuchweber)などである。ただし古い手工業である印刷業、そして19世紀初めに現れた葉巻製造業も、この第3のタイプに含められる。³⁴⁾

大量手工業と比較すれば、これらの手工業の従事者はわずかである。しかしこれらの手工業は、初期の全国的労働組合の成立において水先案内人的役割をはたし(1848/49年の印刷工と葉巻労働者)、あるいは急速に成長する大都市・中規模都市の建築労働者のよ

うに、1860・70年代における強力な労働組合の一つの中核を成した。第3タイプの手工業すべてに共通するのは、すでにそれらが現れた当初から、一方における職人(Gehilfen oder Gesellen)と他方における「雇主」(Prinzipalen)・工場主(Fabrikant)とが明確に分離していたことである。この点は言葉のうえでも表れており、親方(Meister)という呼称はほとんど用いられなかった。またこれらの業種のいくつかにおいては、工場主は、必ずしも当該業種の技能を修得する必要がなかった。

これらの新たな業種は、ほとんどの場合少数の都市に集中しており、遍歴強制、そして定住職人と遍歴職人が別個の集団に分かれるというような事態はまれであった。この結果職人のあいだには、同僚としての安定した関係と利害の明確な一致が生み出された。イヌングによっても親方のみによっても管理されることなかった各業種の職人の疾病・埋葬金庫は、19世紀後半にいたるまで驚くべき連続性を示し、完全に労働組合設立の基礎となりえたのである。

これら比較的「近代的な」業種において、労働の組織・分業の状態は19世紀後半に至るまでほとんど変化していない。印刷業においても、高速印刷機の導入が労働市場におよぼした影響は、新聞・雑誌ならびに書籍の販売量の急速な増大と、植字工と印刷工の連帯によって大幅に和らげられた。

これらの手工業の古い習わしや組織形態(例えば徒弟数の制限、労使同数からなる仲裁裁判所、あるいは最低賃金)への「追憶」は、19世紀半ばにもなお職人のあいだで生きていた。われわれはこのような「追憶」の表れを、部分的にはすでに1848/49年、そして遅くとも1860・70年代に、彼らの労働組合の規約や雇主への要求のなかに見出すことができる。

IV. 移行の第4タイプ: 輸出向け工業地帯における問屋制下の手工業

1. 18世紀末までのツunftの発展

17世紀以来神聖ローマ帝国の域内で、親方中心の、職人に対して内的閉鎖の傾向をもつツunftが形成されてきたことは、手工業史の研究がつねに関心をよせてきたところである。しかし同じ域内の多くの地域の輸出向け手工業で、これとまったく対極を成し、多くの点で西ヨーロッパのそれに似たツunftの発展が存在したことは、ほとんど注目されてこなかった。当初は地域内の需要のみに頼り、過大な従事者をかかえていたこれ

らの生活用品手工業は、市場社会の一層の発達に適応し、また商人資本、後には問屋資本の影響下におかれながら、地域の枠を越え、ヨーロッパの外にもおよぶような販路をもつ輸出向け手工業に成長した。このような成長の過程で、下層市民および下層農民層に対するツフットの外的な閉鎖は大幅に弱まり、また職人に対する一例えば親方数の制限や徒弟期間の延長、遍歴強制の拡大によるツフット内部の閉鎖もほとんど実現されな³⁵⁾かった。むしろ問屋資本に対する共同戦線構築の妨げとなるような親方・職人間の対立は、しだいに薄れていったのである。

この輸出向け手工業を、農村下層民の家内工業、例えばすでに18世紀に大きく広がっていた麻・綿紡績業、粗質麻織物あるいは籠・わら細工の製造などと混同してはならない。これらの家内工業生産者は、なるほどいわゆる買入制（Kaufsystem）によって商人資本と部分的に結びついてはいたが、しかし彼らは同時に、農民的農業社会の不可欠の構成要素でもあった。「プロト工業化」に関する現在なお続く議論も、これまでのところ農業に組み込まれたこの家内工業と、例えばツフットの組織された18世紀の織布業とを明確に区別していないという欠陥をもっている。高級繊維製品（毛織物、上等の麻織物等）のツフットの生産や、同じくツフットによって組織された小鉄工業・金属加工業は、なるほどすでに中世末期以来もはや帝国都市に集中したものではなくなっていた。しかしそれらはやはり都市を主たる立地とし、例えばザクセンやテューリングン、あるいはベルク地方のように多くの都市をもつ地域に拠点をもっていた。成長の過程で、これらの手工業は農村都市からさらに「農村」へと広がっていったが、しかしその際も古い都市法につながるツフットの組織をしばしば維持し、周囲の農業社会の一部となることはな³⁹⁾かった。ザクセンとベルク地方は、すでに18世紀末に農産物を最も多く輸入する地域の一つになっていた。ベルク地方では、総被傭者中に占める農業従事者の比率は低く、農業副業や日雇労働もあまり盛んではな³⁸⁾かった。ベルク大公国北部の製造業の中心地帯では、すでに1804年 (!) に全家庭の75%が手工業によって、7%が商業ないし(国の)公職によって生活しており、農業によるものは18%にすぎな⁴⁰⁾かった。ドイツ語圏地域における18世紀初め以来の工業生産の拡大は、したがって商人資本が主導する農村地帯の非ツフットの生産によってのみでなく、ツフットによる特に高級品の生産のかなりの拡大によっても生じたのである。ツフットの組織された輸出向け手工業のこのような拡大は、2つの形をとって進んだ。

1. 遅くとも17世紀の末以降一拡大する「世界」市場のダイナミズムの新たな要求を背景にして一、中世盛期以来の手工業ツフット全体が問屋商人の影響下におかれるよう

になった。例としてここではゾーリンゲンの刃物製造業のツunft、レムシャイトの工具(大鎌)製造業のツunft、そして帝国都市および農村都市の多数の毛織物業ツunftをあげておこう。⁴¹⁾これらの手工業はかなりの拡大を経験したが、内部における(かなり進んだ)分業の状態やツunft的組織形態が侵害されることはなかった。

2. 新たな製品の導入に際して多くの手工業は、新たに、あるいは再度ツunftを組織し、さらにこのツunft組織を、農村に広がる各都市の経済圏にも広げることができた。例えばヴッパータールでは、麻織布工が1738年に(この地域では)新たな製造業としてツunftに組織され、わずかに遅れてリボン織工もこれに続いた。⁴²⁾また、大量生産用の原料が麻から綿に移行するなかでツunft組織も解体された他の地域と異なり、ザクセンおよびテューリンゲンの綿織布工・靴下編工は、18世紀にもツunft制度を維持することができた。

問屋制資本主義的に編成されたこれらの輸出向け手工業—このような特徴は、これらの業種で労働者運動が早期に、また労働組合組織という手段をもとって成立したことと大きく関連する—では、ツunftは18世紀末までに一種の機能変化をとげた。ツunftは、生産も販売も行う同等の手工業親方の組織ではもはやなく、一方における商人と、他方ますますこれに従属する手工業者との経済的・社会的契約関係になったのである。なるほどツunftは手工業の自治機関であり続け、成員間の争いについて一定程度独自の内部裁判権を保持していた。またツunftは、手工業者の義務的養成過程を組織し(徒弟期間・親方試験)、これによって手工業の品質水準を維持する機能を以後もはたし続けた。ついでに言えば、この品質の維持には商人資本も関心をもっていたのである。しかし次第に確定賃率、つまり各種・各品質の鉄製品や繊維製品の最低出来高賃金を問屋商人と交渉することこそが、ツunftの任務の中心となっていった。手工業裁判所に問屋商人を加え、あるいは手工業者・商人それぞれ同数の代表から成る「調停会議所」(Vergleichskammer)を新たに設置さえすることによって、「資本と労働」のあいだの契約関係が制度化された。この会議所は、賃率(協定賃金と言ってもよいだろう)が遵守されるよう監督し、非特権労働者—ほとんどが本来の手工業の補助作業で働いていた—をどれだけ認めるか規制することを任務としていた。⁴³⁾

しかし不況のためであれ、あるいは(もはや)規制に従おうとしない個々の商人の野心のためであれ、紛争仲裁の制度が機能しなかった場合、ツunftは—とくに18世紀の最終三半期以降—労働争議、つまりストライキという手段に訴えた。⁴⁴⁾争議の組織を通じて、あるいは「調停会議所」ないし手工業裁判所における「労働の弁護士」としての役

割を通じて、ツンフトの性格は変化した。つまりそれは半労組的団体になったのである。徒弟数のできるだけ厳しい制限や、一ほとんどが半熟練工のみから成る—非特権労働者に対する「排他性」の維持という以後も追求されつづけた目的も、このような評価と矛盾するものではない。新たに養成する労働者数の制限によって労働市場への流入を規制することや、不熟練ないし半熟練労働者を組織から排除することは、ほとんどすべての職能別労働組合、とくに真に強力なその中核的部分が1890年代に至るまで主張し、行ってきた要求と実践であった。よって立つ組織原理をかなり異にするいわゆる大衆労組の形成によって、それまで完全に機能していたこのような傾向が、初めて弱められることになる。

さて、以上述べたところから次のように言うことができよう。すなわち、とくにザクセン王国、テューリンゲン諸邦、バルク大公国、および多数の伝統的毛織物業都市⁴⁵⁾のツンフト的に組織された諸業種では、別種の発展をとげた諸地域—例えばニーダーライン左岸のオイベン・モンシャウ・ブルトシャイト、あるいはメンヒェン＝グラートバハ周辺の諸地域で見られるように、当該業種の発展が営業の自由の導入と並行して進んだ地域⁴⁶⁾、あるいは資本主義的独占ないし寡占企業家に対する特権賦与のような重商主義的経済政策によって、この発展が始まり、あるいは支援されたような地域⁴⁷⁾—とは、手工業者の社会的地位が明確に異なっていた。重商主義的経済振興策の中心地、例えばプロイセンの飛び領地クレーフェルト（絹織物業⁴⁸⁾）やマルク（ここでは金属加工業のみ⁴⁹⁾）では、手工業者の自己組織の可能性はほとんど存在せず、商品生産者はほとんど無権利な状態におかれていた。ただし特権企業家層は—例えばクレーフェルトにおけるように—ある程度家父長的な配慮も行い、ほとんど労働強制とも言うべき従属状態から逃れるため、生産者が外部に流出することを阻止しようとしていた。このためこの地域でも—営業の自由の実現された地域と異なり—、最低賃金の制度が存在したかのように見える。しかしこの最低賃金は交渉されるのではなく、企業家や官庁が決定するものだったのである。

一方営業の自由が実現された地域で、手工業者がツンフト組織を積極的模範として求めたことは、例えば1740年代および60年代にオイベン・モンシャウの毛織物業で発生した多数の労働争議から知ることができる。ツンフト組織をもつ諸地域から流入した職人に「そそのかされ」、団結して行動した織布工・剪毛工は、確定賃金の保証、現物賃金の禁止、外部への織布発注の禁止、徒弟数の制限のような、例えばバルク大公国で行われていたツンフトの実践の中心的諸要素を、商人に対して要求した。公式には営業の自由⁵¹⁾がしかかれていたにもかかわらず、いくつかの要求は実現された。ただし、これらの規

制が18世紀にどれほどの期間維持されたかは不明である。

- 1) 多くの情報に富み、例外—とくに W. コンツェとその弟子たち—の評価も含んだ概観として、J. Kocka, *Traditionsbindung und Klassenbildung. Zum sozialhistorischen Ort der frühen deutschen Arbeiterbewegung*, in: *Historische Zeitschrift* 243 (1986), S. 333-76, v. a. S. 346.
- 2) 大きな影響をあたえた E. P. トムソンの業績(とくに、*The Making of the English Working Class*, 1963)が、この点で第一にあげられねばならない。彼のアプローチの基礎にあるのは、手工業の伝統と労働者文化のあいだに何ら明確な区別を行わない、ということである。1970-80年に発表されたフランスの初期労働者運動についての多くの研究も、かなりの影響をおよぼした。すぐれた概観として、W. H. Sewell, *Artisans, Factory Workers and the Formation of the French Working Class, 1789-1848*, in: I. Katznelson u. a. (Hg.), *Working Class Formation. Nineteenth-Century Patterns in Western Europe and the United States*, Princeton 1986, S. 45-70. および、A. Cottureau, *The Distinctiveness of Working Class Cultures in France 1848-1900*, in: ebd., S. 111-54.
- 3) 典型的な例として、西ドイツでは1970年代半ばにゲッティンゲンの研究者チーム(クリーテ、メディック、シュルンボーム)とH. キッシュの晩年の業績によって始められたいわゆる「プロト工業化」論をあげておく。P. Kriedte/H. Medick/J. Schlumbohm, *Industrialisierung vor der Industrialisierung. Gewerbliche Warenproduktion auf dem Land in der Formationsperiode des Kapitalismus, Göttingen 1977* (H. キッシュ, F. F. メンデルスの論文を含む)。
- 4) イギリス工業化像の見直しについて、典型的なものとして、R. Samuel, *The Workshop of the World. Steam Power and Hand Technology in Mid-Victorian Britain*, in: *History Workshop Journal* 3 (1977), S. 6-72.
- 5) 社会民主党的な「ドイツ=モデル」の本質的な諸要素—例えば技術進歩ならびに企業家の指導的機能が無条件に受けいれること、組織労働者の最高の政治目標を福祉国家の実現に限定すること、そして最上位の諸団体による利害調整の制度化—が、多かれ少なかれ無意識のうちにドイツ労働者運動の歴史全体に投影された。ドイツの労働者運動・労働組合運動のこのような意味で独自の「近代性」の伝統の系譜は、早ければ世紀の転換期頃には大きな力として姿を現し、このため労働者史研究の関心が、とくにこの時期に集中することになった。その際初期の大衆労働組合に属する熟練工場労働者が、社会民主党系の労働者の理念型として固定化された。1890年代以来の大衆労組・大衆政党への道が、むしろ手工業的経路をたどって社会の一員となり、異なる価値観と、部分的には異なる社会主義観をもつそれ以前の担い手からの危機をはらんだ分離の過程でもあった、ということは認識されず、あるいは視野の外に追いやられたのである。この点について、ドイツの最も古い工業地帯の一つにおける危機的分離の過程についての私の事例研究、R. Boch, *Handwerker-Sozialisten gegen Fabrikgesellschaft. Lokale Fachvereine, Massengewerkschaft und industrielle Rationalisierung in Solingen 1870 bis 1914*, Göttingen 1985, v. a. S. 167 f., 199 ff., 257 ff. を参照。東ドイツの歴史学もまた、帝政末期の工場労働者が歴史的に特別の重要性をもつとの考えに立っている。このような労働者が、近代的マルクス主義の受容者ならびに実行者としての使命を負う者と理解され、従って「現実社会主義」への発展にとってきわめて重要なものと考えられたので

ある。1970年代半ば以来の H. ツヴァーの一連の研究によって、初めてこのような傾向からの転換がもたらされた。ツヴァーは、ドイツ労働者運動の成立史にとって「18世紀の先行投資（Vorleistungen）」がもった意味を強調し、とくに1870年代に至るまでのザクセンの労働者運動について、そこで支配的であった手工業的・家内工業的構造を精密に分析した。Vgl. H. Zwahr, *Proletariat und Bourgeoisie in Deutschland*, Köln 1980, v. a. S. 49-85. また最近の研究として、ders., *Zum Gestaltwandel von gewerblichen Unternehmern und kapitalabhängigen Produzenten*, in: *Jahrbuch für Geschichte* 32 (1985), S. 9-64.

- 6) ほとんどが第一次世界大戦前の10年間に書かれた職業別労組の多くの記念出版物、そして多くの情報に富んだ同時期の一連の学位論文に、この点が認められる。完全ではないが、これら古い文献の一覧が、Boch, *Handwerker-Sozialisten*, S. 298にある。
- 7) ここでとくに、S. ナアマンとG. エッカートのすぐれた研究に言及しておこう。これらはなるほど政治運動を主たる対象としているが、しかし暗黙のうちに、ドイツの労働者の強度に手工業的な性格という認識からつねに議論を立てている。例えば、S. Na'aman, *Von der Arbeiterbewegung zur Arbeiterpartei*, Berlin 1976; ders., *Gibt es einen "wissenschaftlichen Sozialismus"*, Hannover 1979; G. Eckert, *Ein hundred Jahre Braunschweiger Sozialdemokratie*, Bd. 1: *Von den Anfängen bis zum Jahre 1890*, Hannover 1965.
- 8) 最近では、第一次世界大戦に先立つ25年間の労働組合史全体を論じた K. シェーンホーフエンの—それ自体としては資料と情報に富んだ—研究にも、このような欠陥が認められる。K. Schönhoven, *Expansion und Konzentration. Studien zur Entwicklung der Freien Gewerkschaften im Wilhelminischen Deutschland 1890-1914*, Stuttgart 1980.
- 9) Kocka, *Traditionsbindung*, S. 341.
- 10) この点で中心的な位置を占めるのは、1982年のヴェルナー=ライマース基金の会議から生まれた次の論文集である。U. Engelhardt (Hg.), *Handwerker in der Industrialisierung*, Stuttgart 1984. この刺激的な研究領域で現れた新しい研究の大部分が、この書物のなかで初めて関連づけて紹介された。手工業史と労働者史を専攻する重要な研究者の共同により、2つの研究領域の橋渡しがいわばここで「批准」されたのである。
- 11) W. Rensch, *Handwerker und Lohnarbeiter in der frühen Arbeiterbewegung*, Göttingen, 1980, Kap. II: 'Soziale Lage und Organisationsbestrebung der Bauarbeiter', S. 35-69; D. H. Müller, *Versammlungsdemokratie und Arbeiterdelegierte in der deutschen Gewerkschaftsbewegung vor 1918. Ein Beitrag zur Geschichte des Lokalismus, des Syndikalismus und der entstehenden Rätebewegung*, Stuttgart 1985. さらに両者の要約的論文として、W. Rensch, *Bauhandwerker in der Industrialisierung*, in: Engelhardt (Hg.), S. 589-602; D. H. Müller, *Binnenstruktur und Selbstverständnis der "Gesellschaft" der Berliner Zimmerer im Übergang von der handwerklichen zur gewerkschaftlichen Interessenvertretung*, in: ebd., S. 627-36.
- 12) Rensch, *Bauhandwerker*, S. 59.
- 13) C. Eisenberg, *Deutsche und englische Gewerkschaften. Entstehung und Entwicklung bis 1878 im Vergleich*, Göttingen 1986.
- 14) アイゼンベルクの研究は、以下のような従来の見解を批判する一連の説得力ある議論をも展開している。すなわちこの見解によれば、多くの業種では、18世紀の職人団体と1860年代末に手工業職人が推し進めた労働組合の設立とのあいだに、共済金庫制度を通じて連続性の

系が存在した、というのである。しかしアイゼンベルクによれば、多くのドイツ諸邦で19世紀前半に導入された義務制の職人疾病金庫は、このような機能を果たしはしなかった。しばしば業種の枠をこえて設立され、国家および都市当局の監督下におかれたこれらの強制金庫は、業種ごとの利害代表の形成にも、民主主義的な意志決定プロセスの習得にも一たとえばイギリスの「友愛組合」(friendly society)のようには一役立ちえないものだったのである。Eisenberg, Gewerkschaften, v. a. S. 85 ff. ただし建築手工業は重要な例外を成し (Vgl. Müller, Binnenstruktur. アイゼンベルク自身も S. 110 で)、後述する「タイプ3」の業種に属するように思われる。

- 15) F. Lenger, Zwischen Kleinbürgertum und Proletariat. Studien zur Sozialgeschichte der Düsseldorfer Handwerker 1816-1878, Göttingen 1986. さらに、vgl. ders., Polarisierung und Verlag. Schuhmacher, Schneider und Schreiner in Düsseldorf 1816-61, in: Engelhardt (Hg.), S. 127-45.
- 16) ベルリンについてはすでに、Renzsch, Handwerker und Lohnarbeiter, Kap. III: 'Die Arbeiter des Schneidergewerbes' でこの点が明らかにされている。ハンブルクでも同様の事態が確認される。A. Herzig, Kontinuität und Wandel der politischen und sozialen Vorstellungen Hamburger Handwerker 1790-1870, in: Engelhardt (Hg.), S. 295-319, hier v. a. S. 297 ff.
- 17) 親方下での食住という家父長的制度が最も長く維持された都市食品手工業の職人が労働者運動にまったく加わらない、というのは以前からよく知られた事実であり、すでに19世紀末に社会民主党の指導者がこれを嘆いている。そこでこれらの業種は、以下の検討およびタイプ分けの対象とはしない。
- 18) 例えばドイツの製靴業における絶望的な「職業状態」が、W. H. Schröder, Arbeitergeschichte und Arbeiterbewegung. Industriearbeit und Organisationsverhalten im 19. und frühen 20. Jahrhundert, Frankfurt 1978, S. 93 ff. で描かれている。
- 19) 仕立職人の労組適格性の不足について判断を下す際、アイゼンベルクは、まさに彼女が主たる研究対象としたこの業種の極端に劣悪な発展をほとんど考慮に入れていない。例えば、いわゆる部分作業 (Teilarbeit) の導入をしばしば伴いつつ大規模作業場が広がっていったことについて、これが何よりも熟練解体のさらなる一步を意味すること、また工場による生産に向かって古い製造業が解体し、これを通じて労働市場における労働者の地位が弱体化することのきざしを成すものであることを、彼女は分析していない。むしろ彼女は、このような発展の結果、連帯破壊的な効果をもつ手工業の伝統が克服され、職人のあいだに賃労働者としての意識が生み出される可能性を強調している。Vgl. Eisenberg, Gewerkschaften, S. 74 f. 彼女の分析がこのような欠陥をもつ一つの理由は、労働市場における労組の力についての彼女の次のような規定にあるのかもしれない。すなわち、「それは何よりもできるだけ多くの成員数、そして一杯につまった金庫を基礎としている。高い組織率によって、労働者全体を労組が代表するとの主張に根拠が与えられる。さらに労働組合の強さは、一致団結した行動に依拠するのである」(Ebd., S. 213)。このような規定は、良好な社会政策的枠組み条件のもとにある20世紀の大衆労組の場合には、確かに充分あてはまるかもしれない。しかしドイツにおける初期労働組合の力は、何よりも手工業的熟練、つまり無数の「産業予備軍」から成るスト破りによっては簡単に代替されえないような手工業的熟練と、それぞれの業種で必要な熟練に応じて従事者数がおのずから制限されるという状況に基づくものだった。

仕立業は18世紀以来慢性的に「過剰」な手工業であり—このことは部分的には親方の利益ともなっていた—、さらに19世紀の第2・三半期以来、ここでは特別の熟練がしだいに不要になっていったのである。

- 20) 私のタイプ設定は、Eisenberg, *Gewerkschaften*, S. 131 ff. のタイプ分けを承けたものであるが、しかしかなりの修正を含んでいる。
- 21) Ebd., S. 270.
- 22) Ebd., S. 257 ff.
- 23) アイゼンベルクは以下のように強調することにより、労働組合形成に対するツフットの伝統の決定的影響を、自身でも相対化している。すなわち初期の労働組合は、都市における強制疾病金庫の存続と国家の社会政策の実施により、—イギリスの「新型組合」の例にならって—自身で疾病金庫を設置し、これによって少なくとも基幹成員層を獲得し、労働市場で力行使するための基礎を得ることを妨げられたのである、と。Ebd., S. 261.
- 24) もちろん1865年以降全国の労働組合を設立し、あるいは世の耳目を集めるようなストライキを実行したのは、「タイプ1」の手工業業種（仕立業は例外）ではなく、エンゲルハルトが考察の中心にすえた印刷工と葉巻労働者である。これらの業種における労働組合の成立、そして例えばライプツィヒとハンブルクの建築手工業者、あるいはブレーメンの船大工のストライキの成功をきっかけに、大都市および中心の工業地帯では、1865年から67年にかけて類似の業種で労働組合および労働争議についての議論が始まった。そしてこれは、北ドイツ連邦で疾病金庫制度が近々再編されることを念頭におきつつ、社会民主主義両党が労働組合の設立にのりだした1868/69年より以前のことである。Vgl. U. Engelhardt, "Nur vereinigt sind wir stark", 2 Bde., Stuttgart 1977, v. a. S. 201 ff., 235, 1213 ff.
- 25) Vgl. L. Machtan, "Gibt es kein Reservativ, um diese wirtschaftliche Cholera uns vom Halse zu halten?" *Unternehmer, bürgerliche Öffentlichkeit und preußische Regierung gegenüber der ersten großen Streikwelle in Deutschland (1869-1874)*, in: *Jahrbuch Arbeiterbewegung*, Frankfurt 1981, S. 54-100.
- 26) これら比較的小規模で、しかし工業生産にとって中心的な意味をもつ多数の職種は、さまざまな理由から「過剰」を免れ、手工業的熟練の価値低下の過程に（なお）さらされていなかった。団結禁止の解除後、賃金交渉・ストライキを通じて労働市場での価値を規制することが、これらの職種では完全に可能であった。これらの職種は1871/73年のストライキの波に深く関与したのみならず、1870年代の終わりまでその労働組合組織をさらに強固なものとするのができた。建築手工業、「タイプ3」の諸業種、そして「タイプ4」の小鉄工業の諸業種とともに、これらの職種の従事者はドイツ労働組合運動の真に強力な中核を成した。彼らの多くは、彼らにとって経済的に役立たない諸業種を統合した労働組合を拒否し、すでに1880年代初め以来、—法律上の妨げにもかかわらず—良好に機能する地方の職能別組織をふたたび設立することができた。Vgl. Boch, *Handwerker-Sozialisten*, S. 19 ff.
- 27) Vgl. Eisenberg, *Gewerkschaften*, S. 136.
- 28) シュモラーによれば、1858年にプロイセンには80,792人の左官職人、52,875人の大工職人がいた。これに対して製靴業・仕立業の職人および徒弟の数は、アイゼンベルクが引用する大臣フォン＝デア＝ハイトの1857年の統計によれば、それぞれ53,583人、38,535人にすぎない。製靴業・仕立業にはほぼ同じ数の（小）親方がいたが、これを加えても、大工・左官の従事者数はほぼ同じ大きさを示している。Vgl. G. Schmoller, *Zur Geschichte der deutschen*

- Kleingewerbe im 19. Jahrhundert, Halle 1870, hier S. 380 ; Eisenberg, Gewerkschaften, S. 305.
- 29) したがって仕立業・製靴業・指物業等の職業グループに、アイゼンベルクが建築業を加えているのは理解しがたい。
- 30) Vgl. Schmoller, Kleingewerbe, S. 371 f.
- 31) Ebd., S. 369.
- 32) Vgl. W. Albrecht, Fachverein-Berufsgewerkschaft-Zentralverband. Organisationsprobleme der deutschen Gewerkschaften 1870-1890, Bonn 1982, hier S. 531. 両者のあいだに对立がなかったわけではなしにしろ、農村から流入した建築手工業者も都市中心部のストライキ運動に加わった。レンチュ (Rensch, Bauhandwerker), ミュラー (Müller, Versammlungsdemokratie; ders., Binnenstruktur), そしてアルプレヒトもこの点を確認している。
- 33) この注目すべき業種は、1892年にもなお76.7%というドイツで最高の労働組合組織率を誇っていた。Vgl. Boch, Handwerker-Sozialisten, S. 301. 手袋製造工がすでに1848-50年に独自の中央労組を設立し、かつてユグノーの移民によってキッド皮手袋 (Glacéhandschuhe) の製造が導入されたすべての土地に支部をおいていたことも、ほとんど知られていない。「第3タイプ」のほとんどすべての業種と同様、団結禁止の解除に数年先立って、ここでも労働争議が発生している。その後1869年に、比較的安定した強力な労働組合連合が設立された。Vgl. auch E. Todt, Die gewerkschaftliche Betätigung in Deutschland von 1850-1859, Berlin 1950. および, C. A. Maier, Der Verband der Glacéhandschumacher und verwandter Arbeiter Deutschlands 1869-1900, Diss. Würzburg 1901.
- 34) このグループの諸業種についての十分な知識をふまえた概観として, Eisenberg, Gewerkschaften, S. 133 ff. Vgl. auch Boch, Handwerker-Sozialisten, S. 19 ff., 300 f.
- 35) 例えばザクセンの織布工イヌングには、18世紀から19世紀初めにかけていわゆる遍歴令が発せられ、遍歴強制の免除が認められた。Vgl. z. B. P. Horster, Die Entwicklung der Sächsischen Gewerbeverfassung 1780-1861, Krefeld 1908, S. 36 ff. ゴーリングゲン刃物手工業の職人は、いわゆる残留誓約 (Verbleibeid) さえ行わねばならなかった。つまり他の地域の小鉄工業に「製法上の秘密」が知られぬよう、職人に遍歴が禁じられたのである。親方もまた、ツンフトによって19世紀初めまで移動の自由を制限されていた。Vgl. Boch, Handwerker-Sozialisten, S. 253. 親方数の全面的な制限は、ザクセンにもベルク地方にも存在しなかったように思われる。徒弟数を確定する際、近隣農村地域の編入によって従事者が増加する際、あるいは新たな生産技術を導入する際、商人・政府の圧力によってか、自らの洞察によってかはともかく、ツンフトはここでは一例えば帝国都市のツンフトに比べて一比較的柔軟に、各業種の中期的な拡大の可能性に適応した。
- 36) ベルク地方、そしてザクセンのかなりの地域と異なり、これらは農村の繊維素材生産 (とくに亜麻) に依拠することができた。ただし農村の麻・綿紡績業は、ツンフト的に営まれる織布業としばしば取引関係を結んでいる。ヴッパータールの織布業で使用される麻紡糸は、ベルクの商人によって北西ドイツ全域で買い集められた。後になると、ヴッパータールのさまざまな製品 (広幅織物、リボン、交織織物) のための綿糸は、オーバーベルク、マルク、ライン左岸地域の農村下層民・小農によって紡がれた。Vgl. v. a. G. Adelman, Die ländlichen Textilgewerbe des Rheinlandes vor der Industrialisierung, in: Rheinische Vierteljahresblätter 43 (1979), S. 260-88, hier S. 272. これは多くの情報に富んだ論文であるが、

- ただツunftの営業と非ツunftの営業を区別せず、そのため、とくにライン右岸のベルク地方における一見農村的に見える製造業の都市的性格を理解していない。
- 37) プロト工業化に関する諸研究は、広汎な農村下層民が製造業副業に依存していたという事実をあらためてテーマにとりあげ、新たな視野を拓く豊富な成果をあげてきた。商人資本の侵入によって農村社会がしだいに解体し、農村で階級社会が形成されていく過程が、ここで分析されている。しかしそれらの研究は、都市から農村への製造業の移転の傾向をいささか誇張して描き、一方、都市の周辺経済圏でツunftの生産形態が存続し、あるいは高級品の品質維持のうえで手工業的・ツunft的「頭脳集団」(braintrust)が重要な役割をはたしていたことを、過小に評価している。「工業化以前の工業化」の像は、これまでのところあまりにも農村の麻織物業および非ツunft的な綿工業によって規定されてきた。Kriedte/Medick/Schlumbohm, *Industrialisierung* を見よ。Vgl. auch P. Kriedte u. a., *Die Proto-Industrialisierung auf dem Prüfstand der historischen Zunft. Antwort auf einige Kritiker*, in: *Geschichte und Gesellschaft* 9 (1983), S. 87-100.
- 38) これらの地域はすべて、その「多都市性」によってきわだっている。例えばツヴィッカウ県、このザクセンで「最も大きく、最も山がちで、最も工業化が進み、最も人口の多い」地方は、1830年代半ばに547,000人の人口を擁し、それが59の都市と880の町村（そのすべてが農村であるわけではない）に住んでいた。Vgl. A. Schiffner, *Beschreibung von Sachsen*, 2. Aufl., Dresden 1845, S. 241 f., zit. nach Zwahr, *Proletariat*, S. 61 f. Vgl. auch B. Schöne, *Posamentierer-Strumpfwirker-Spitzenklöpplerinnen. Zu Kultur und Lebensweise von Textilproduzenten im Erzgebirge und im Vogtland während der Periode des Übergangs vom Feudalismus zum Kapitalismus (1750-1850)*, in: R. Weinhold (Hg.), *Volksleben zwischen Zunft und Fabrik*, Berlin 1982, S. 107-64, S. 112:「農業以外に従事する数千の住民をもつ広大で人口の密集した町村、…それが当地では、繊維生産におけるマニュファクチュア資本主義的發展の基礎であった。」ベルク地方では、ロンスドルフ、クローネンベルク、ヘーシャイト、ドルプ、ヴァルトのような「工業村」が、18世紀以来都市権さえ保持していた。
- 39) この点とはとくに、ザクセンのケムニッツ、グラウビヤウ＝メーラーネ、クリミツチャウ、ツヴィッカウという都市周辺にある農村の織物業および編物業について言え、さらに18世紀におけるヴッパータールの麻織物業やレネブの毛織物業、ゾーリンゲン刃物製造業のいわゆる組立職種(Reideberufe)にもあてはまる。ザクセンについては、vgl. Schöne, *Posamentierer*, S. 127 ff.
- 40) R. Boch/M. Krause, *Historisches Lesebuch zur Geschichte der Arbeiterschaft im Bergischen Land*, Köln 1983, S. 18.
- 41) ラインラントについて、ここではアーヘン、デューレン、レネブの毛織物工ツunftをあげておく。Vgl. M. Henkel/R. Taubert, *Maschinenstürmer*, Frankfurt 1979, S. 84 ff.
- 42) W. Dietz, *Die Wuppertaler Garnnahrung*, Neustadt 1957, S. 112 ff. および, Boch/Krause, *Lesebuch*, S. 29. 「麻織布工」という呼び方はいささか誤解をよびやすい。なぜならこのツunftは、主として綿・麻交織物を製造していたからである。1743年に新設され、都市権・裁判権を与えられた自治体ロンスドルフのリボン織工がツunft特権をも獲得したかどうか、これまでの研究では明らかでない。
- 43) Vgl. Boch, *Handwerker-Sozialisten*, S. 81 ff. さらに, Boch/Krause, *Lesebuch*, S. 26 ff. 半労組的団体へのツunftのこのような機能変化は決して「新発見」ではなく、すでに A.

Thun, *Die Industrie am Niederrhein und ihre Arbeiter*, Bd. 2: *Die Industrie des Bergischen Landes*, Leipzig 1879 で正確に描かれている。「同等の親方相互の争いは止み、雇主に対する賃労働者の闘争が始まる。…このような事実には迫られて、ツunft自体全く異なる目標を持つようになった。」Ebd., S. 27. 1800年にゾーリングゲンの4,760人の刃物手工業者のうち、1,680人が確定賃率によって賃金を支払われていた。これに対して1,370人のいわゆる非特権手工業者—ほとんどが手鍛冶業の前植工、あるいは下請の労働者—は、賃金を個別に交渉せねばならなかった。残る1,680人の労働者は、手工業親方の息子、職人、ないし徒弟であり、彼らの賃金はツunftによって内部で決定された。Ebd., S. 54.

- 44) ゾーリングゲン刃物製造業におけるこのようなストライキの一つについて、トゥーンは以下のように報告している。「1776年3月に彼らは徒党を組み、1759年8月17日の規則が定める賃金を支払わない者すべてに対して就労を拒否した。彼らは、募金で集めた金で怠業者を支援した。」Ebd., S. 34. なるほどストライキは確たる慣行の一つとはなっていなかった—プファルツ選帝侯国政府によって調査委員会が設置されている—。しかしストライキがすべて刑法上の犯罪として追求されたわけではなく、例えば1776年にゾーリングゲンで起こったように、かなりの賃上げに成功することさえあった。政府は無条件に問屋商人—バルクではすでに工場主 (Fabrikant) とよばれていた—の側に立ったわけではない。そして19世紀の最初の数十年と比較すれば、手工業者はなお組織の枠組み・自己防衛の可能性を保持していたのである。Vgl. auch Stadtarchiv Solingen H 35, "Verhandlungen Härter- und Schleiferverhör 1778-86", および, Akten L. P. 10, "Irrungen innerhalb der Kaufmannschaft und Handwerkerschaft 1775-1791"; L. P. 11, "Sogenanntes Schleiferkomplott".
- 45) ツヴァーは、とくに古い毛織物業都市が社会民主党系の労働者運動・労働組合運動の中心地になったと指摘している。Zwahr, *Proletariat*, S. 64. ザクセンの諸都市とならんで、プロイセンのコットブス・フィンスターヴァルデ・フォルスト・ゲルリッツ・ルッケンヴァルデ・ゾーラウ・シュブレンベルク、そしてヴェルテンベルクのエスリンゲン・ゲッピンゲンを彼はあげている。
- 46) オイベン・モンシャウ・ブルトシャイトの毛織物業は、ほとんどが18世紀前半に、アーヘンのツunft的毛織物生産との競争のなかで問屋商人によって始められた。Vgl. H. Kisch, *Das Erbe des Mittelalters, ein Hemmnis wirtschaftlicher Entwicklung: das Tuchgewerbe im Aachener Raum vor 1790*, in: ders., *Die hausindustriellen Gewerbe am Niederrhein vor der industriellen Revolution*, Göttingen 1981, S. 147-316, v. a. S. 277 ff. メンヒェン=グラートバハ周辺は、フランス占領期およびそれ以後に初めて綿織物業の中心地に発展した。もとよりその際、以前から農民が副業で営んでいた麻織物業が基礎となった。
- 47) バルク大公国でも16世紀以来、特定の産業立地振興のための独占化政策が推進された。しかしその際独占が認められたのは当該業種の従事者すべてに対してであり、個々の企業家あるいは少数の大企業に対してではなかった。Vgl. Dietz, *Garnnahrung*. さらにこの独占は、既存のツunft規則、あるいは新たに特権を与えられたツunftと合致するものでなければなかった。これに対してプロイセンのマルク伯領では、ツunftは17世紀以来計画的に廃棄されたように思われる。マルク伯領におけるプロイセンの重商主義的干渉政策と異なり、プファルツ選帝侯国—およびザクセン—政府は、ツunftを部分的に維持し、柔軟化しつつ、慎重な市場経済的改革政策を進めた。1790年代に初めて政府内に支持者を得た「営業の自由」政策を、これと混同してはならない。Vgl. S. Gorissen/G. Wagner, *Protoindustriali-*

sierung in Berg und Mark ? Ein interregionaler Vergleich am Beispiel des neuzeitlichen Eisengewerbes, in : Zeitschrift des Bergischen Geschichtsvereins 92 (1986) , S. 163-71. および, G. Kuhn, Jülich-Bergische Wirtschaftspolitik im 17. und besonders im 18. Jahrhundert, Diss. Köln 1948. ロイレッケは, ツンフトに敵対的な古い研究の結論をほぼそのまま受け入れ, そのため「商業の自由」の程度を過大に評価する一方, 18世紀末にもなお残るツンフトの意義を過少評価している。J. Reulecke, Nachzügler und Pionier zugleich : das Bergische Land und der Beginn der Industrialisierung in Deutschland, in : S. Pollard (Hg.), Region und Industrialisierung, Göttingen 1980, S. 52-68.

- 48) Vgl. P. Kriedte, Proto-Industrialisierung und großes Kapital. Das Seidengewerbe in Krefeld und seinem Umland bis zum Ende des Ancien Régime, in : Archiv für Sozialgeschichte 23 (1983) , S. 219-66.
- 49) Vgl. G. Lange, Das ländliche Gewerbe in der Grafschaft Mark am Vorabend der Industrialisierung, Köln 1976.
- 50) Vgl. Kriedte, Proto-Industrialisierung, S. 240 ff.
- 51) Vgl. Henkel/Taubert, Maschinenstürmer, S. 87 ff. および, Kisch, Das Erbe, S. 286 ff.